

静岡産業大学自己点検・評価規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における教育研究・管理運営の現状を自ら点検・評価することによって、これらの質的向上と効率化を図り、本学がさらに充実発展することを目的として定める。

(自己点検・評価の内容)

第2条 本学が行う自己点検・評価の内容は、次のとおりとする。

(1) 自己点検・評価

教育研究水準の向上に資するため、本学の教育、研究、組織及び運営並びに施設設備の状況について、自己点検・評価を原則3年毎に行う。

(2) 認証評価機関による認証評価

学校教育法第109条第2項に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による認証評価を、政令で定める期間毎に受審する。

2 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める評価基準をもとに、必要に応じて本学独自の項目を加えて設定するものとする。

(協議機関)

第3条 本学における自己点検・評価活動に関する事項は、大学運営会議において協議を行う。

(自己点検・評価実施委員会)

第4条 大学運営会議は、自己点検・評価を実施するため、必要に応じて自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置くことができる。

2 実施委員会は、学長を委員長とし、本学及び法人事務局に属する全ての教職員によって構成する。

3 実施委員会の出席者は、議題に応じて委員長が指名する。

4 実施委員会は、第2条第2項に定める項目について点検及び評価を行い、法人事務局総務課はその結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、大学運営会議に提出する。

(結果の公表)

第5条 自己点検・評価報告書は大学運営会議で精査し、大学協議会に諮ったうえで学内外に公表する。

2 公表に係る方法は、ホームページ等によるものとする。

(結果に基づく改善)

第6条 理事長及び学長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(結果の分析及び活用)

第7条 大学事務局学長室（IR担当）は、自己点検・評価の結果を分析し、改善方策の策定に資する情報提供に努めるものとする。

2 理事長及び学長は、前項の分析をもとに目標・計画の見直しを行い、次年度計画や中長期方針の策定に努めるものとする。

(事務)

第8条 この規程に係る事務の所掌は、法人事務局総務課とする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「静岡産業大学自己点検・評価実施規程（平成16年4月1日施行）」は平成31年3月31日をもって廃止する。